

企 画 総 務 委 員 会

令和7年4月25日

1 報告事項

【地域振興部】

(1) 戸籍の氏名への振り仮名記載について

【資料】

【政策経営部】

(1) 旧軽井沢少年自然の家の活用検討に関する今後の進め方について

【資料】

(2) 九段南一丁目地区第一種市街地再開発事業に関する再開発ビルへの
入居施設の検討状況について

【資料】

2 申し送り事項（案）について

3 その他

戸籍の氏名への振り仮名記載について

1 戸籍の氏名への振り仮名記載の概要

氏名の振り仮名は戸籍上公証されていなかったが、令和7年5月 26 日に戸籍法の一部改正を含む「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律」が施行され、氏名の振り仮名が戸籍に記載されることとなった。

2 振り仮名が記載されるまでの流れ

(1)改正戸籍法の施行(令和 7 年 5 月 26 日)

施行後に初めて戸籍に記載される者は、出生届や帰化届等の届出時に振り仮名を届け出る。

(2)本籍人への仮の振り仮名の通知(令和7年6月中旬以降)

本籍地から、戸籍に記載される予定の振り仮名を本籍人に通知する。認識と異なる振り仮名が記載されている場合、振り仮名の届出をしてもらう必要がある。認識と同じ振り仮名が記載されていれば、届出の必要はない。

(3)通知された振り仮名の戸籍への記載(令和8年 5 月 26 日以降)

令和 8 年 5 月 25 日までに振り仮名の届出がなかった場合は、通知された氏名の振り仮名が戸籍に記載される。

3 届出方法

マイナポータル、区市町村窓口、郵送による届出の 3 種類。

千代田区では、業務委託により届出窓口、マイナポータル案内業務、通知書作成・発送業務、コールセンター業務等を実施する。

4 区民への周知

(1)千代田区特設サイトの公開

令和 7 年 5 月 12 日より、振り仮名記載について案内する特設サイトを千代田区ホームページ内に公開する。

(2)広報千代田への掲載

広報千代田 5 月 20 日号にて、振り仮名記載について掲載する。

(3)出張所説明会

区内 6 出張所で振り仮名記載について説明する。マイナポータルアプリの登録サポートも実施する。

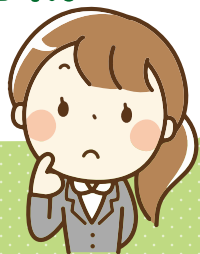
開催場所	開催日	開催時間
麴町区民館	7/2(水)、7/14(月)	両日とも午前 10 時～12 時
富士見区民館	7/3(木)、7/15(火)	両日とも午前 10 時～12 時
神保町区民館	7/4(金)、7/16(水)	両日とも午前 10 時～12 時
神田公園区民館	7/7(月)、7/17(木)	両日とも午前 10 時～12 時
万世橋区民館	7/8(火)、7/18(金)	7/8(火)は午前 10 時～12 時 7/18(金)は午後2時～4時
和泉橋区民館	7/9(水)、7/22(火)	両日とも午前 10 時～12 時

参考：住民票の氏名への振り仮名記載

住民票にも戸籍と同様に振り仮名が記載されるが、住民票への記載は本籍地からの通知により職権記載で行うため、届出の必要はない。

ただし、住民票に旧氏が記載されている場合は、旧氏の振り仮名も住民票に記載されるため、対象者に6月中旬から7月頃に通知し、誤りがあれば届出をしてもらうことになる。(広報千代田5月 20 日号に併せて掲載予定)

なぜ、氏名のフリガナが記載されるの？



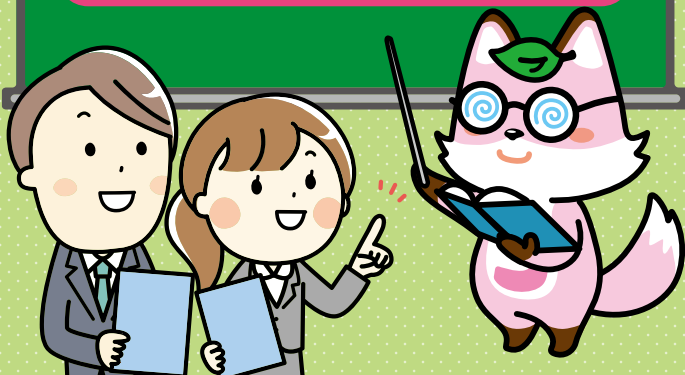
今まで、氏名のフリガナは戸籍に記載されておらず、法律上の根拠がありませんでした。

戸籍に氏名のフリガナが記載されることで、以下のような効果が期待されます。

行政サービスのデジタル化の促進

本人確認情報としての利用

各種規制の潜脱行為の防止



戸籍に氏名のフリガナが記載されるまで

①改正戸籍法の施行（令和7年5月26日）

②記載する予定のフリガナの通知（①の日以降）

本籍地の市区町村長から、③で記載する予定のフリガナを通知します。誤りがないか必ずご確認ください。誤りがあれば、フリガナの届出をしてください。誤りがなければ、届出をしなくても通知のとおり戸籍に記載されますので、ご安心ください。

③市区町村長によるフリガナの記載（令和8年5月26日以降）

令和8年5月25日までに届出がなかった場合、②で通知した氏名のフリガナが戸籍に記載されます。なお、この方法でフリガナが記載された場合、一度に限り家庭裁判所の許可を得ずに変更の届出をすることができます（市区町村に届出をした後にフリガナを変更するには、家庭裁判所の許可を得て、届出をする必要があります）。

参考資料

令和7年5月26日から
戸籍にフリガナが
記載されます

フリガナの通知を 必ず確認しよう！



戸籍制度
マスコットキャラクター
「コセキツネ」

法務省民事局

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

電話：03-3580-4111（代表）

制度の詳細はこちら

戸籍 フリガナ



法務省民事局

本籍地の市区町村長から戸籍に記載される予定のフリガナが通知されるから必ず確認してね！



通知のフリガナが誤っていたら届出をしてね！
オンラインでの届出が便利だよ



通知のフリガナが正しいときは、届出をしなくても通知のとおり戸籍に記載されるから大丈夫！



①本籍地の市区町村長による通知

本籍地の市区町村長から、戸籍に記載される予定の氏名のフリガナが郵送で通知されます。

通知は、令和7年5月26日以降送付されますので、**通知が届いたら必ず内容を確認してください。**

通知のフリガナが正しいときは、届出をしなくても通知のとおり戸籍に記載されます。

②氏名のフリガナの届出

令和7年5月26日から令和8年5月25日までの間、氏名のフリガナの届出をすることができます。

オンライン（マイナポータル）での届出が便利ですが、郵送や市区町村の窓口で行うこともできます。

③市区町村長による氏名のフリガナの記載

②の届出がなかった場合、令和8年5月26日以降に、①の通知に記載されたフリガナが戸籍に記載されます。

届出に手数料はかからないよ！
また、届出をしなくても罰則はないから安心してね！



もう少し詳しく！



届出することができるのは…

氏名のうち、名のフリガナは各人が届け出ることができます。氏のフリガナは原則として戸籍の筆頭者が届出をすることができますが、配偶者などと相談するのが望ましいです。

届出する場合には…



他の行政手続（例：パスポート、年金）等において既に使用している氏名のフリガナを確認しておきましょう。戸籍上の氏名のフリガナと食い違うことがあると、他で使用しているフリガナの変更手続が必要となるなど、不都合が生じる可能性があります。

出生等で新たに戸籍に記載される方のフリガナは…



令和7年5月26日から、「氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているものでなければならない」というルールが設けられます。

例えば、（1）漢字の意味や読み方との関連性をおよそ又は全く認めることができない読み方（例：太郎をジョージ、マイケル）、（2）漢字の持つ意味とは反対の意味による読み方（例：高をヒクシ）などは認められない場合があります。

旧軽井沢少年自然の家の活用検討に関する今後の進め方について

1 これまでの主な経緯

平成 28 年 4 月 施設閉鎖

平成 28 年 12 月 「軽井沢少年自然の家」を引き続き活用していくことを求める決議

令和 2 年 10 月 予算・決算特別委員会
…「軽井沢少年自然の家」を売却しないこと、千代田区の子どもたちのためになるよりよい施設とすることを確認

令和 6 年 2 月 文教福祉委員会（子ども部）
…教育目的による「軽井沢少年自然の家」の活用を断念する旨報告

令和 6 年 12 月 企画総務委員会（政策経営部）
…既存建物の活用見込みがなかったこと等を理由に既存建物を解体する旨報告

2 活用検討の方向性

本敷地の取得経緯やこれまでの議論等を踏まえ、区民等の利用可能性や定期借地権の設定等により得た収益を区の子どものための施策の財源に充てるなどの財政的な視点に立った活用策など、多様な検討を進めていく。

3 具体的な取組み

（1）サウンディング型市場調査の実施

民間事業者等の自由な発想に基づく意見や提案、本敷地の市場性を対話形式により調査・把握することで本敷地の活用に関する可能性を探る。

（2）長野県・軽井沢町との協議等

長野県や軽井沢町へ本敷地の活用意向を確認する。また、建築基準法やまちづくり等のルールを所管する長野県や軽井沢町と適宜協議を行い、民間事業者等から提案等のあった活用策の実現可能性を確認する。

（3）土地活用方針案の作成

調査により判明した様々なニーズ等を踏まえ、土地活用方針案を作成する。

4 今後のスケジュール（予定）

～令和 7 年 12 月 サウンディング型市場調査の実施

～令和 8 年 3 月 土地活用方針案の作成

令和 8 年度～ 土地活用方針案に対するパブリックコメント実施

九段南一丁目地区第一種市街地再開発事業に関する
再開発ビルへの入居施設の検討状況について

1 再開発事業の概要

(1) これまでの主な経緯

平成 29 年10 月 九段南一丁目地区市街地再開発準備組合 設立
令和 6 年 3 月 都市計画決定（市街地再開発事業）

(2) 事業計画の概要（予定）

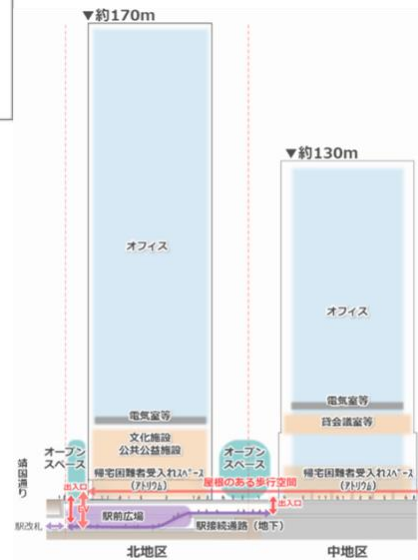
① 施設計画

施行区域面積	約 0.6 ヘクタール
建築敷地面積	約 5,410 ㎡
建 築 面 積	約 4,100 ㎡
延 べ 面 積	約 81,600 ㎡
主 要 用 途	事務所、店舗、公共公益施設、駐車場等
建築物の高さ (階 数)	約 170m (地上 32 階地下 3 階)

【位置図】



【断面図】



② 今後のスケジュール

令和 7 年 7 月 組合設立認可
令和 8 年度～ 権利変換認可
令和 10 年 10 月 建築工事着工
令和 15 年 3 月 建築工事竣工

2 施行区域内の区有施設

所 在 地：九段南一丁目5番12号

竣工年月：昭和55年8月

建物構造：鉄骨鉄筋コンクリート造

7～9階 区営九段住宅

1～6階 九段生涯学習館

敷地面積：601.36㎡

延床面積：3,712.50㎡

【内訳】〔 区営九段住宅：895.14㎡ 〕
〔 九段生涯学習館：2,817.36㎡ 〕



3 入居施設の検討状況

(1) 区有地等活用検討会における検討経過

令和2年7月	九段住宅及び生涯学習館のあり方を検討しつつ、保健所の機能拡充など含めて検討を深めていくことを確認。
令和5年7月	財産の有効活用の観点を念頭に、現在ある区有施設の維持継続に留意して検討を進めることを確認。
令和6年6月	本再開発で竣工する再開発ビルに配置する区有施設について、政策経営部案に対する意見交換を実施。
令和6年9月	区有施設の配置に関する検討の方向性を確認。

(2) 現時点の検討の方向性

- ① 竣工後の再開発ビルに配置する区有施設について、生涯学習館の機能更新を軸に検討していく。
- ② 現在着手している住宅基本計画の改定動向を踏まえて、区営九段住宅を含めた区営住宅の配置を検討していく。
- ③ 九段下エリアは、区に1つしかない機能を配置する場所として適しているため、仮に保留床が取得できる場合には、生涯学習機能との連携が見込める千代田図書館等を再開発建物に配置する可能性について検討していく。